

## 栃木市消費生活センターでは、

### 食品の放射性物質簡易検査を行っています！

栃木市消費生活センターでは、市民から申し込みのあった食品について、次のとおり食品等の放射性物質簡易検査（無料）を実施しています。

- 1 検査内容  
放射性セシウム（Cs-134・Cs-137）
- 2 対象者  
市内に住所を有する成人の方（本人確認できるもの（免許証等）をご持参ください）
- 3 検査できる数  
1人1回あたり1検体

- 4 検査対象品  
食品及び農作物（主に自家消費野菜等）  
※検査対象外品
  - ・飲料水等、土、堆肥、落ち葉等の食品以外のもの
  - ・県外製造品及び原産地が県外のもの
  - ・販売、製造元、原材料の産地、採取場所が不明で特定できないもの
  - ・出荷制限または出荷自粛要請されている食品のうち、該当している市町のもの
  - ・販売、出荷など営利を目的として取り扱う食品および農作物



- 5 検査申込方法
  - ・検査は予約制です。栃木市消費生活センターに来庁のうえ、予約してください。
  - ・検査申込にあたり、事前説明を受け、ご理解のうえで検査日の予約を決めさせていただきますので電話での予約はできません。ご了承ください。

- 6 検査結果
  - ・検査終了後に検体を返却するとともに、検査依頼者に口頭でお知らせします。
  - ・検査結果に基づき、証明書等の発行は行いません。

7 検査予約受付場所  
栃木市消費生活センター（市民会館3階） 栃木市日ノ出町14-36

TEL 0282-23-8899

8 予約受付時間  
月～金曜日（土日祝祭日及び年末年始を除く）午前9時～12時・午後1時～午後4時

# 消費生活センターだより

栃木市消費生活センターは、市の相談機関で、消費生活に関する相談に応じ、問題解決のための助言やあっせんなどを行っています。来所や電話による相談に専門の相談員が対応します。また、相談員による出前講座（悪質商法に気をつけよう！など）も開催していますので是非ご利用ください。

## 消費生活なんでも相談

- 契約・取引に関するトラブル
- 商品の品質や安全性に関するトラブル

## 相談する時は…

- 苦情は早く、内容は詳しく
- 契約書や領収書などの関係書類を用意
- 商品の製造業者や販売業者の住所等を確認



## 多重債務（借金）の相談

○複数の金融業者からお金を借りて、支払困難に陥った状態の人を「多重債務者」といいます。万一、多重債務に陥ってしまった場合でも解決方法はあります。相談内容が外部に漏れることはありませんので、一人で悩まず安心してご相談ください。

## ●お問い合わせ●

名称：栃木市消費生活センター

場所：栃木市市民会館3階

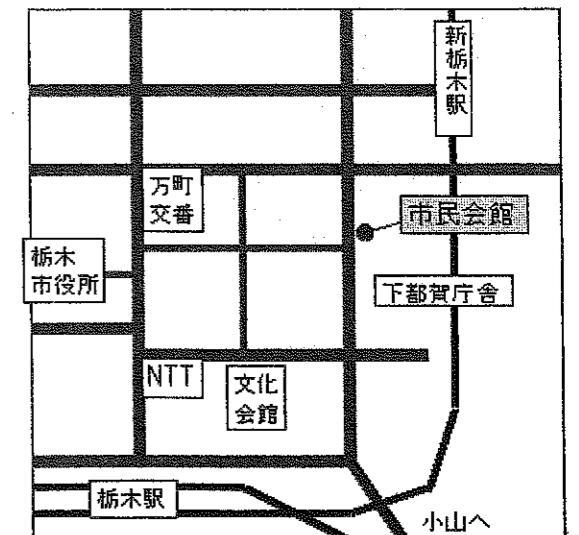
（〒328-0031 栃木市日ノ出町14-36）

開設日：月～金曜日

（土日祝祭日及び年末年始除く）

受付時間：午前9時～午後4時

電話：0282-23-8899



# 消費生活センターにはこんな相談が寄せられています・・・

## 相談事例 1

パソコン等を使ってインターネットを介して遊ぶ、オンラインゲームに関すること

クレジットカード会社から身に覚えのない高額な請求が届いた。驚いてクレジットカード会社に確認すると、オンラインゲームの利用料であり、子供が無断でオンラインゲームのアイテムを親のクレジットカードを使って購入していたことが分かった。

オンラインゲームには、有料アイテムなしでは楽しめないものが多くあり、サービス形態や決済手段も多様化しています。親がネットショッピング等のクレジット決済のために登録したクレジットカードの情報を、子供がそのまま利用してアイテムを購入したというケースもあります。クレジットカードやカード番号を登録しているIDの管理には十分注意しましょう。また、ゲーム利用のルールについて日ごろから子供とよく話し合っておきましょう。未成年者が親権者の同意を得ないで行った契約は取り消すことが出来る場合もあります。



## 相談事例 2

訪問販売で購入した学習教材に関すること

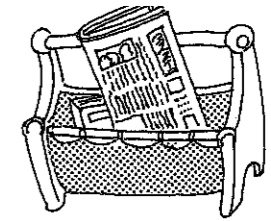
「塾に行くよりお得です」「ごきょうだいも一緒に使えますよ」などとうたい、来訪した業者に勧められて中学1年から高校3年までの高額な教材を購入する契約を結んでしまいましたが、あとになって教材が必要ではなくなりました。

子供のためを思って結んだ契約ですが、トラブルも後を絶ちません。たとえば、何年分もの学習教材を一度に購入した場合、その教材が子供に合わなかった、飽きてしまった、内容が変わってしまった等で、ほとんど使っていないのに支払いだけ続く状況になります。このようなことを避けるためには、契約前に自分から情報を集める、その場で契約せず、時間をおいてよく考える、長期にわたる契約は避ける、自分が何にお金を払うのか契約内容をよく確認することが大切です。契約したけれどやめたいなどの時に、「クーリング・オフ」ができる場合もあります。



## 相談事例 3

新聞購読契約に関すること



来訪した男性に「●●新聞を取って欲しい」と言われ、相談者が「平成35年4月まで△△新聞を取ることにしている」というと、「平成35年5月から5年間契約してもらえないだろうか?」と言われ景品をもらい契約した。だいぶ先の契約なので不安になった。解約したい。

いつでも新聞購読がやめられると思いき、新聞が実際に配達されてから断るケースや、景品につられ何年も先から配達になる新聞を契約するケース、新聞が複数配達されてしまうケースなどのトラブルが後を絶ちません。新聞契約の景品は「新聞公正競争規約」で“取引価格の8%または6カ月分の購読料の8%のいずれか低い金額までが上限”とされています。また、購読期間を定めた契約では、原則として、一方的な中途解約はできません。契約して書面を受け取った日から8日間以内なら「クーリング・オフ」ができます。また、「クーリング・オフ」期間を過ぎた場合でも販売方法に問題がある場合など、取り消しができる場合もあります。

## 医療費還付金の電話に注意！！

栃木市内在住の方に、市役所の職員を名乗り、「医療費の還付の通知を封筒で送付したが、まだ申請がないので申請するように」等の不審な電話があったという相談が4月～8月までに20件以上寄せられています。

- 医療費の還付に関して、市役所から電話で案内することはありません！
- 医療費等の還付金手続きのためにATMへ誘導して送金させる手口です。
- 「今日中にやってください」などとせかし、冷静に考えたり周囲に相談したりする余裕を与えません。一度支払ってしまうと、お金を取り戻すことは極めて困難になります。

不審な電話がありましたら、必ず警察または市役所までお問い合わせください。

栃木警察署 0282-25-0110 栃木市役所保険医療課 0282-21-2154

## 市民生活課市民生活担当からのお知らせ

栃木市では、市民の消費生活の安定及び向上を図るため、市の責務並びに事業者の責務等を定めた栃木市消費生活条例を平成24年に制定しました。条例と施行規則は、市のホームページからダウンロードして読むことができます。また、消費生活センターに寄せられた相談件数の多い事例や市民から申込みのあった自家消費野菜等の放射性物質簡易検査結果なども公表しています。詳しくは、栃木市ホームページを是非ご覧ください。

【栃木市ホームページ URL】 <http://www.city.tochigi.lg.jp/index.html>

トップページ>各課の情報>市民生活課>市民生活担当